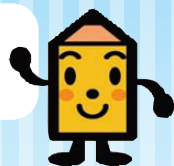


地域で育てる 地域でつながる
地域学校協働活動のための



奈良市コーディネーター ハンドブック



平成30年3月

奈良市総合コーディネーター連絡会

目次

この冊子について	1
----------------	---

■ 奈良市地域教育推進体制について

地域で決める学校予算事業	3
放課後子ども教室推進事業	4

■ 地域コーディネーターについて

奈良市の地域コーディネーター	6
地域コーディネーターの役割	7
地域コーディネーターの活動と流れ	8
ある1日の例	9
地域教育協議会の1年	10
地域コーディネーターの声	11

■ ボランティアについて

ボランティアの募集	12
-----------------	----

■ 奈良市の学校教育

①基となる法律	13
②奈良市の方針	14
③学校園の教育目標	15

■ 資料編

奈良市教育推進事業「交流の集い」について	16
----------------------------	----

■ 活動事例

地域で決める学校予算事業	17
放課後子ども教室推進事業	19
おわりに	23

この冊子について

奈良市の地域コーディネーターが
その役割を理解し、よりよい活動をするために
お使いください。

地域コーディネーター初任者の教則本として
経験豊かな地域コーディネーターの参考として
学校園や企業・事業所への事業説明ツールとして

奈良市における地域学校協働活動の充実発展は
地域コーディネーターが担っています。

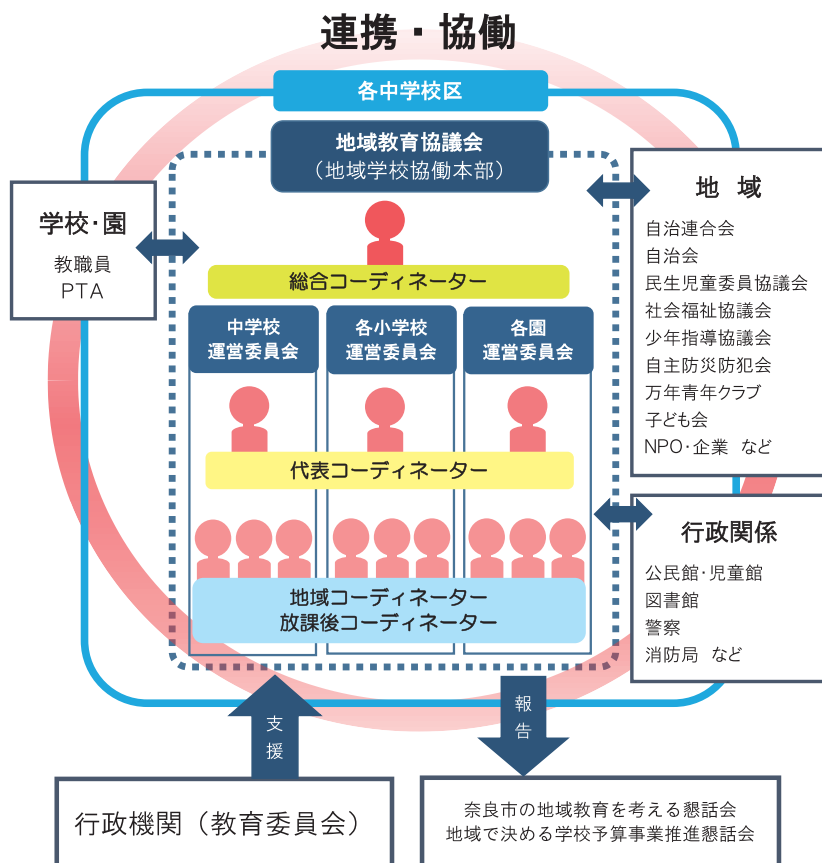


奈良市地域教育推進体制について

奈良市では、学校・家庭・地域で子どもたちを育てることを目指し、「奈良市地域学校連携」を推進しています。

この事業は、中学校区に設置された「中学校区地域教育協議会」が実施する「地域で決める学校予算事業」と、小学校に設置された「小学校運営委員会」が実施する「放課後子ども教室」の2本柱から成り立っており、それぞれ地域人材や環境を活かした教育活動を企画・運営しています。【図1】

【図1】奈良市地域教育推進体制 概要図



推進体制として特徴的な点は、地域教育協議会が中学校区毎に設置され、こども園、幼稚園、小学校、中学校それぞれに組織されている運営委員会で構成されているところです。

この地域教育協議会の設置の礎となったのが、平成20年度より全中学校区で実施した「学校支援地域本部事業」でした。

全中学校区に地域教育協議会が設置されていたことにより、「地域で決める学校予算事業」を全市域で一斉に実施することができました。

地域で決める学校予算事業

学校支援地域本部事業に引き続き、平成22年度より、全ての中学校区で「地域で決める学校予算事業」を地域教育協議会へ委託することにより実施しています。

奈良市教育振興基本計画による「市民と協働した教育を進める『30万人の市民を先生に』」を踏まえ、地域や学校の実態に応じ、地域と学校が連携・協働した事業を推進しています。

これにより、地域ぐるみで子どもたちを守り育て仕組みづくりや地域の教育力の再生と地域コミュニティの活性化を目指しています。



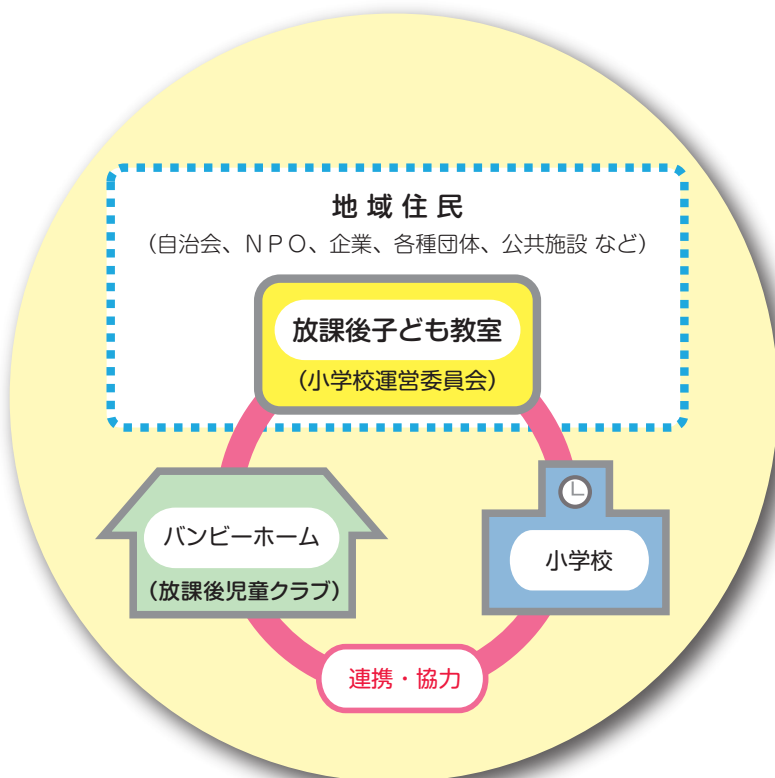
放課後子ども教室推進事業

平成19年度より順次、「放課後子ども教室推進事業」の体制を整え、平成24年度より全ての小学校区で各小学校運営委員会への委託により実施しています。平日の放課後だけでなく土曜・日曜・長期休業日にも開催されており、各社会教育団体と連携しながら取り組んでいます。【図2】

また、国が示す「放課後子ども総合プラン」^{注1}を踏まえ、放課後児童クラブ（バンビーホーム）^{注2}との連携も行っています。

これにより、全ての児童が放課後などの多様な体験・活動を行うことができます。

【図2】放課後子ども教室 概要図



注1「放課後子ども総合プラン」とは

「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ（奈良市ではバンビーホーム）（注2）」の連携を進めています。全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、文部科学省と厚生労働省が連携して総合的な放課後対策を推進する施策です。

注2 放課後児童クラブ（バンビーホーム）とは

バンビーホームは、保護者等が労働等により昼間家庭にいない世帯の児童の健全な育成を目的に開設されています。授業が終了した放課後及び春・夏・冬休み・土曜日等の学校休業日の家庭に代わる生活の場として、適切な遊びや指導を行っています。奈良市では、全ての小学校区にバンビーホームを開設しています。

地域コーディネーターについて

奈良市の地域コーディネーター

奈良市の地域コーディネーターは、学校と地域をつなぎ、奈良市地域教育推進事業の中心になって活動する方々です。奈良市では、全ての中学校区に地域学校協働本部として地域教育協議会を設置しています。【P2 図1 参照】

このような推進体制により、教育支援活動（放課後学習・読み聞かせ・食育教育補助・福祉体験学習・家庭科授業補助等）、地域との交流活動（地域のお祭りボランティア・防災教育・昔遊び・環境整備など）が活発に実施されています。

事業の要となる「地域コーディネーター」は、各地域教育協議会及び各運営委員会に配置されており、その中でも、各中学校区全体を統括する「総合コーディネーター」が各地域教育協議会に1名、各学校園の運営委員会を統括する「代表コーディネーター」が各1名配置されるなど、地域コーディネーターがチームワークよく活動できるよう組織体制が構築されています。



総合コーディネーター 地域教育協議会に1名

中学校区内学校園と地域・行政への
連絡調整を行います。

代表コーディネーター 各学校園運営委員会に1名

学校園と地域・行政への連絡調整等

地域コーディネーター 各協議会・各運営委員会に複数名

地域教育協議会及び所属学校園運営委員会
と地域との連絡調整や活動等
小学校で、放課後子ども教室の総合的な調
整を行う地域コーディネーターもいます。

地域コーディネーターの役割

奈良市の地域教育推進事業を進めるにあたり、学校園と様々な地域資源とをつなぐのが地域コーディネーターの役割です。主な3つの役割を理解しましょう！

1 学校内外の連絡・調整及びネットワークの構築

学校と地域・ボランティア、各種団体、行政、企業などとの橋渡し役をします。

2 地域と学校が連携・協働するために必要な地域教育資源と人材の発掘

教育資源は多様です。例えば地域の様々なボランティア人材やシステム（公民館、図書館、企業・事業所などの社会貢献活動など）、地域性を生かした特産品や伝統文化・史跡なども、子どもたちの学びに活かします。

3 事業の企画・立案・運営

学校と地域の思いを受け止め、事業を企画立案し、中心となって事業を進めます。

地域コーディネーターの活動と流れ

下の表は、具体的なコーディネーターの動きを、3つの役割に沿ってまとめたものです。

3つの役割	具体的な働き方
学校内外の 連絡調整及び ネットワーク の構築	①事業所や社会教育施設への依頼や打合せを行う。 ②学校園と地域資源・地域人材の橋渡しをする。 ③学校園と共に支援者へお礼を言う。 ・取組の案内や生徒の募集を学校と共に行う。 ・ボランティアの募集と共に、学校教育目標の確認やボランティアとしての順守事項を伝える。
地域と学校が 連携・協働 するために 必要な 地域教育資源と 人材の発掘	①ボランティアの募集や支援の種類別の登録 （例：環境整備・学習支援など） ②日常的に子どもたちに必要な力を考え、様々な地域資源を調査する。 ③地域の各種団体の行事やイベントに参加する。 ④SNSや広報物を手段として、活動を広げる。 ・キャリア教育を視野に入れた事業所や企業・行政施設との連携を計画する。
事業の 企画・立案・運営	①教職員との打合せを行う。（取組の目標やねらいを確認） ②ボランティア人材に支援を依頼し、当日の段取りやねらいを説明する。 ③当日、ボランティア人材と共に活動。動きの全体を俯瞰する。 ④取組終了後、学校園やボランティア人材と共に総括や次回へ繋げる課題を意見交換する。 ・管理職に取組や事業の方針を確認する。 ・教科担当教職員や学年主任のニーズを聴取する。 ・実施計画の企画立案・職員室との共通理解を行う。

ある1日の例

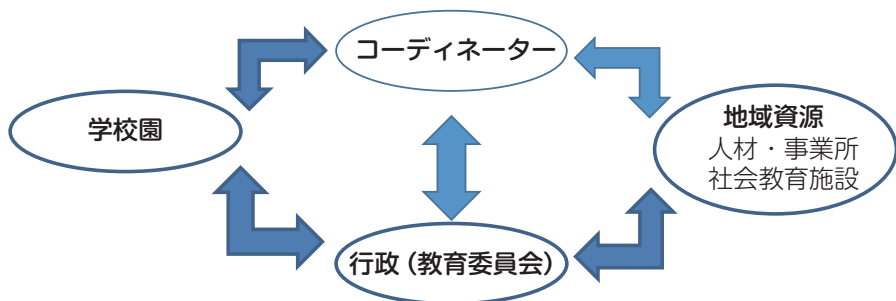
学校生活の1日の流れの中、様々な場面で地域コーディネーターは、学校に必要な支援活動をボランティアの協力を得て行います。

小学校	コーディネーター
登校 8:20～ 朝の自習 朝の会	登校の挨拶運動 朝の自習支援・読み聞かせ（低学年） 低学年の学習準備支援
8:45～ 1時間目 授業 2時間目 3時間目 4時間目	ボランティアとの連絡調整 学校と協働し企画・実行・振り返り 学習支援 ・家庭科調理・裁縫・理科実験の実習補助 ・キャリア教育授業のサポート ・ゲストティーチャー授業支援 ・社会見学の引率サポート ・環境整備事業のサポート
12:25～ 給食 昼休憩 掃除	・給食配膳指導補助 ・掃除指導補助 ・昼休み図書室運営の補助
14:05～ 5時間目 授業 6時間目	放課後学習支援 学校と協働し企画・実行・振り返り
放課後活動 下校	コーディネーターと教職員の打合せ 小学校運営委員会 会議出席 放課後子ども教室開催

地域教育協議会の1年（例）

	事業の流れ	各地域教育協議会の流れ
	委託期間開始 4月1日	
春	○事業説明会実施 ○会長・総合コーディネーター会議① ●懇話会開催 (年間2～3回開催) ●総合コーディネーター連絡会 (年間6回程度開催) ●コーディネーター研修実施 (年間5回程度) ●「交流の集い」準備会議開催 (年間5回程度)	◇事業計画書・予算書の作成・提出 ◆地域教育協議会・運営委員会開催 (随時開催) ◆コーディネーター会議 (随時開催) ◆各校区内の取組開始 ◆「交流の集い」準備
夏	年間複数回実施	
秋		
冬		
	○会計事務の中間検査実施 ○会長・総合コーディネーター会議②	◇次年度の事業計画検討 (試案・試算の作成・提出) ◇当年度の事業の総括 (報告書・決算書の作成・提出)
	委託期間終了	
	・地域で決める学校予算 2月末日 ・放課後子ども教室 3月10日	

※コーディネーターは1年を通じた取組の中で、学校園だけでなく、様々な行政機関や地域資源（ボランティア・企業事業所・社会教育施設など）とのネットワークや連絡調整を行い、教育活動を進めています。



地域コーディネーターの声

奈良市では現在、地域コーディネーターが400名近く活動しています。その活動内容は地域や学校園によってそれぞれ異なります。

しかし地域コーディネーターの思いは、同じです。特別な資格は要りません。子どもたちが健やかに育ってほしい、温かく見守りたい…そんな気持ちがあればよいのです。

将来のために
良い経験になった



活動を通して
仲間が増えた！

職員室の先生方との
信頼関係を築いている



学校のニーズを
知り、学校が望む
活動をしている

多忙な先生方を助ける
調整役をしている

教科書に書いてある知識だけ
でなく、社会に出た時に必要
な力を育む事業やプログラム
を学校と共に考えている



活動後に改善点や次に
繋がる話し合いをしている
(計画・実行・検証・活動)

特技や才能が
学校園のために
活かせる

経験豊富なコーディネーターの視点

活動の中で見えてきた課題や問題は、学校や地域ボランティアに伝えて共通理解を図りましょう。一人ではなく、チームで報告・連絡・相談し、楽しく活動を続けましょう。

「地域の子どもたちの伸ばしたい力は何か？」

「この地域に必要なものは何か？」

「学校の教育目標は何か？」

こうしたことを考えて活動しましょう。

ボランティアについて

ボランティアの募集

●ボランティアを発掘するには

地域コーディネーターが企画立案した事業は、多くのボランティアの参加・協力のもと、実施されます。地域人材発掘のアンテナをもっておきましょう。

- ・口コミで信頼できる方をスカウトする。
- ・地域活動に参加し発掘する。
- ・学校と相談しながら保護者や地域住民に募集チラシを配布する。
- ・公民館や地域の様々な団体から情報を得る。
- ・募集チラシの配布など。

●ボランティアに適している人とは？【例】

特技をもっている

会計事務ができる
草木の栽培が好き

地域活動をしている

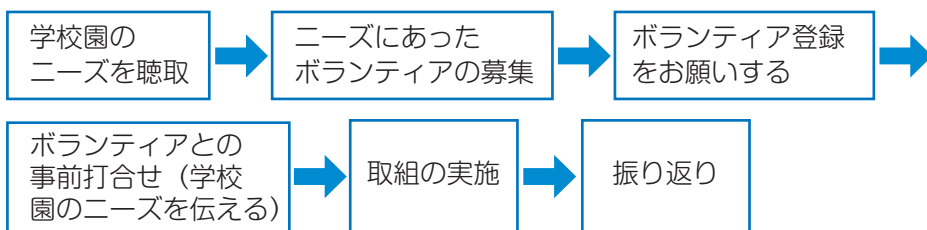
自治会の役員をしている
子ども会で活動していた

公民館などで自主グループ活動をしている

手芸講座を仲間と公民館で行っている
読み聞かせグループで朗読の練習をしている

子どもが好き、子どもを温かく見守りたい

●ボランティア募集から実施の流れ



●ボランティアに活動のルールを示しましょう

ボランティアの仕事を明確にし、連携するために必要な「活動のルール例」

- ・子どもたちとボランティアのみなさんの「安全第一」をつねに心掛けましょう。
- ・遅刻や欠席をされる場合は連絡をしてください。
- ・学校の教育目標や指導方針を尊重して活動してください。
- ・思想的に中立の立場で接し、政治、宗教、営利活動はご遠慮ください。
- ・個人情報の取扱いに注意し、絶対外部に漏らさないようにしてください。
- ・子どもを比較評価しないように心がけ、公正な態度で接してください。
- ・子どもの人権に配慮し、過度の批判的言動などはご遠慮ください。
- ・子どもの前で、教職員や保護者の評価や批評をするのは避けましょう。

奈良市の学校教育

奈良市内の公立各学校園の教育方針や目標は、法律に定められた事柄をもとに、地域、学校園の子どもの実情に応じて、それぞれの組織で定められています。

①基となる法律

『教育基本法』

日本の教育の理念・目的、さらに我々大人の子どももの教育に対する義務や責任が明記されています。全18条からなる法律です。是非、目を通してください。（文部科学省 HP に掲載）

その他

「学校教育法」

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」

「教育職員免許法及び教育公務員特例法」

（これらをまとめて教育三法といいます。）

などがあります。

「教育要領」 「学習指導要領」

また、「教育要領（幼稚園）」「学習指導要領（小中高）」は、全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づき、各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準を定めています。

また、これとは別に、学校教育法施行規則で、例えば小・中学校の教科等の年間の標準授業時数等が定められています。

各学校では、この「学習指導要領」や年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じて、教育課程（カリキュラム）を編成しています。

特に教育要領・学習指導要領の改訂（H29）の際、中央教育審議会の答申では、『**社会に開かれた教育課程**』とし、教育課程（カリキュラム）を社会全体と共有し形作るよう示されています。

②奈良市の方針

「教育大綱」 「奈良市教育振興基本計画」

これらをもとに、奈良市における教育の指針を定めています。大きな教育の柱を「教育大綱」(H26,6)として示し、これを踏まえ平成28年1月に「奈良市教育振興基本計画」を策定しました。ここでは、平成32年までの5年間で奈良市において取り組むべき教育施策を明らかにしています。
(奈良市 HP に掲載)

◇奈良市教育振興基本計画における地域教育推進事業の位置づけ

【目標】 21 世紀の社会をたくましく生き抜く人材の育成

【基本方針 5】 市民と協働した教育を進める「30 万人の市民を先生に」

学校と地域が連携・協働し、児童生徒や学校における課題を地域ぐるみで解決していく体制づくりが必要です。地域教育協議会（地域学校協働本部）を全市で展開している強みを生かしながら、「放課後子ども総合プラン(P5注1)」「コミュニティ・スクール」などの仕組みづくりも含め、地域ぐるみですべての児童生徒を守り育てる教育を進めます。

③学校園の教育目標

①、②の基本方針をもとに、学校園ではそれぞれの地域・子どもの実情に応じた学校園教育目標が掲げられ、年間の教育課程（カリキュラム）が計画されます。現在取組が進められている、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）は、この学校園教育目標など、学校運営の基本方針に対する地域住民を含む学校を取り巻くいろいろな方々の承認を通して、地域や学校外の多くの大人と目的を共有し、学校教育を豊かなものにする活動をすすめようとするものです。このねらいは平成20年度から奈良市全体で取組を始めた学校支援地域本部（現：地域学校協働本部）事業目的の一つでもあります。子どもたちを取り巻く環境が大きく変化し、学校の抱える課題が複雑化・多様化する中で、両事業の役割は、今後ますます重要となります。

地域コーディネーターの皆さんは、ご自分が担当する学校園がすすめようとしている教育課程を把握することはもちろん、その成り立ちの背景も把握し、学校が大切にしていることや事情も十分理解しておく必要があります。

